

遡り調査票の届出マニュアル

オンライン施設向け

【資料の内容】

1. 全国がん登録事業について	2
2. 遡り調査について	3
3. 遡り調査の具体的な流れ.....	3
4. 遡り調査フローチャート	4
5. 遡り調査 回答作成方法(Web フォーム).....	5
6. 死亡診断書のがんについて 記載方法(遡り調査票の記載方法)	13
7. 死亡診断書のがんについて 記載方法 フローチャート	14
8. よくある質問	15

資料の引用元:国立がん研究センターがん情報サービス

(本マニュアルは国立がん研究センターの GTOL の利用に関する資料であるマニュアル本紙
全機能詳細手順7章の 遡り調査の内容と、資料2024年遡り調査について(医療機関用)を元に、
大阪府がん登録室が独自に作成したものです)

更新履歴

第1版:2026年8月24日

第2版:2026年8月31日

大阪国際がんセンター がん対策センター

1. 全国がん登録事業について

1. 全国がん登録は、がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年 12 月 13 日法律第 111 号、以下「法」という。)に基づき、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握することを目的とする。
2. 全ての病院及び指定された診療所は、がんの診断・治療を行った際に、都道府県知事に届出をすることとなっている。
3. 全国がん登録システムは、クラウド環境で提供され、47 都道府県のがん登録室に設置している端末から、ネットワーク経由でクラウド上にあるアプリケーションを操作する。【図1❶】
4. 全国がん登録システムは、主に以下の機能をもつ。
 - 罹患情報届出の情報を入力する(都道府県)。【図1❷】
 - 県内で複数の罹患届出情報を個人情報で照合(名寄せ)、がん情報が同一か多重がんかどうかの整理をする(都道府県)。【図1❸】
 - 47 都道府県間の罹患届出情報を個人情報で照合(名寄せ)、がん情報が同一か多重がんかどうかの整理をする(国がん)。【図1❹】
 - 厚生労働省から提供される死亡情報をインポートし、罹患届出情報と個人情報で照合(名寄せ)、がん情報が同一か多重がんかどうかの整理をする(国がん)。【図1❺】
 - 届出漏れがん罹患情報を都道府県に通知する(国がん)。【図1❻】
 - 集計データを出力する(国がん)。⑦【図1❼】
5. 全国がん登録情報(国(国がん))、都道府県がん情報(都道府県)の利用及び提供に対応する。【図1❼】

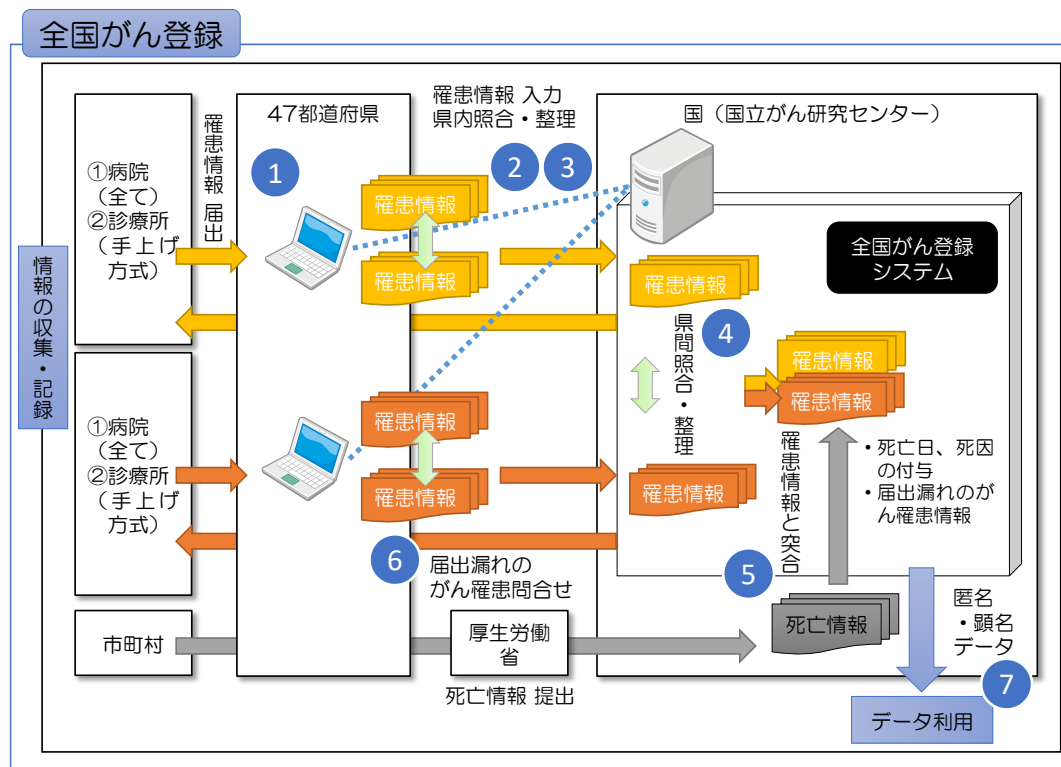


図1:全国がん登録の流れ

2. 遡り調査について

「遡り調査」の位置づけ(がん登録推進法 6 条、法 14 条、法 16 条)

- ・ 遡り調査という行為は、任意の「調査」ではなく、死亡者情報票に端を発した、届出漏れの可能性の指摘と位置づけられ(図 1 の⑤及び⑥)、その調査に基づいて作成される「遡り調査票」は届出票と同義である。
- ・ 厚生労働大臣は、がん登録推進法 14 条に基づいて、都道府県知事に通知を行う(図 1 の⑤)。
- ・ 都道府県知事は、通知を受け、法 16 条に基づいて、病院等に協力を求める(図 1 の⑥)。
- ・ 病院等は、診療情報等の検索を行い、届出対象となる症例を確認した場合には、法 6 条に基づいて届出義務を果たす。
- ・ DCN 通知時点で廃院となっている病院、手挙げをやめた診療所は、調査対象年中に届出義務があっても遡り調査対象としない。

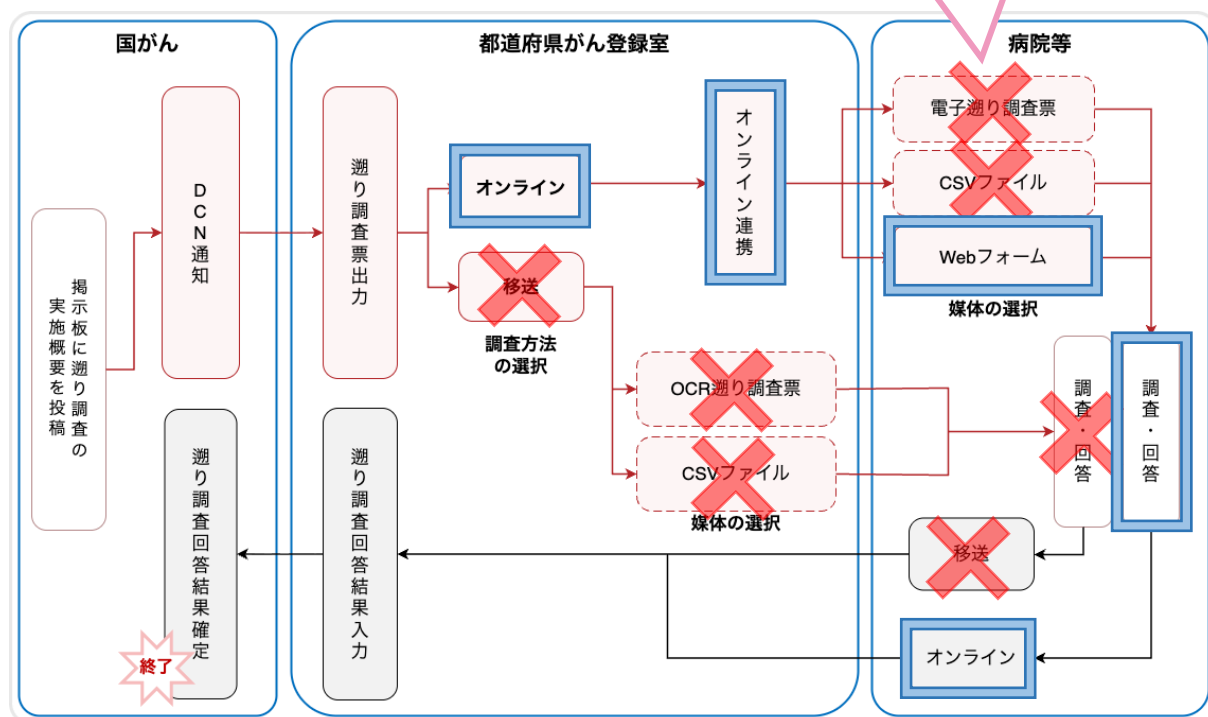
3. 遡り調査の具体的な流れ

- ・ 都道府県がん登録室(都道府県知事から権限及び事務を委任されている)から、封書又はオンラインにて、病院等に対して、遡り調査票を送付する。
- ・ 個人情報を含む書類なので、封書での移送に際しては、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第 3 版」の 9. 移送(p.26)を参照すること
- ・ 病院等は、調査票に記載された死亡者のがんの診断・治療情報があるかどうか、病院情報システム等を確認の上、記入・入力して都道府県がん登録室に返送。
- ・ 都道府県がん登録室は、その結果を全国がん登録システムの端末に入力・インポートする。
- ・ 結果をもって全国がん登録室において集約作業を完了し、がん登録情報の年次確定をする。

「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第 3 版」 9. 移送 基本対策

- (1) 移送の作業統括者と作業担当者を明確にする。
- (2) 移送先と個人情報を含む資料の種類(形態)に応じて、移送の手続きを記述する。
- (3) 個人情報を含む資料の移送には、予め都道府県がん登録室の住所と、赤字で「親展」、「取扱注意」が印刷された専用封筒を用いる。
- (4) 個人情報を含む資料を移送する場合には、追跡サービス付きの手段(レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど)を利用する。
- (5) 移送する電子ファイルには、電子届出ファイル(PDF ファイル)の利用等、厚生労働省の定める強固な暗号化方法を採用する。
- (6) 登録室職員が自ら個人情報を含む資料を持ち運ぶ場合の手続きを記述する(コラム 2 個人情報の運搬も参照)。
- (7) 登録室職員が紙や電子媒体の個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、常に人を付ける。
- (8) 登録室職員が紙の個人情報を運搬する場合、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにする。
- (9) 移送に関する記録の手続きを記述する。
- (10) 病院等と都道府県を結ぶネットワークとしてオンラインシステム等、厚生労働省が安全性を確認したものを除き、個人情報を含む資料を、インターネットを介して移送すること(電子メールへの添付など)を禁ずる。その旨、協力機関に周知徹底する。

回答が容易である Web フォーム
入力を推奨します



5. 遡り調査 回答作成方法(Web フォーム)

(※【別紙1】より抜粋)

※手順は別紙1:オンライン遡り調査簡易フローのとおりです

◆使用マニュアル:新方式(2026年3月~)手順書類【マニュアル本紙 全機能詳細手順】

医療機関ユーザー向け 7章 遡り調査 を参照「★資料はこちら」

【検索ブラウザ】国立がん研究センター がん情報サービス > 医療関係者向け > がん登録 > GTOL(がん登録オンラインシステム) > GTOL(がん登録オンラインシステム)に関する資料

① 遡り調査の通知案内(マニュアル:7.2 p.5)

遡り調査依頼のメールが届きます。

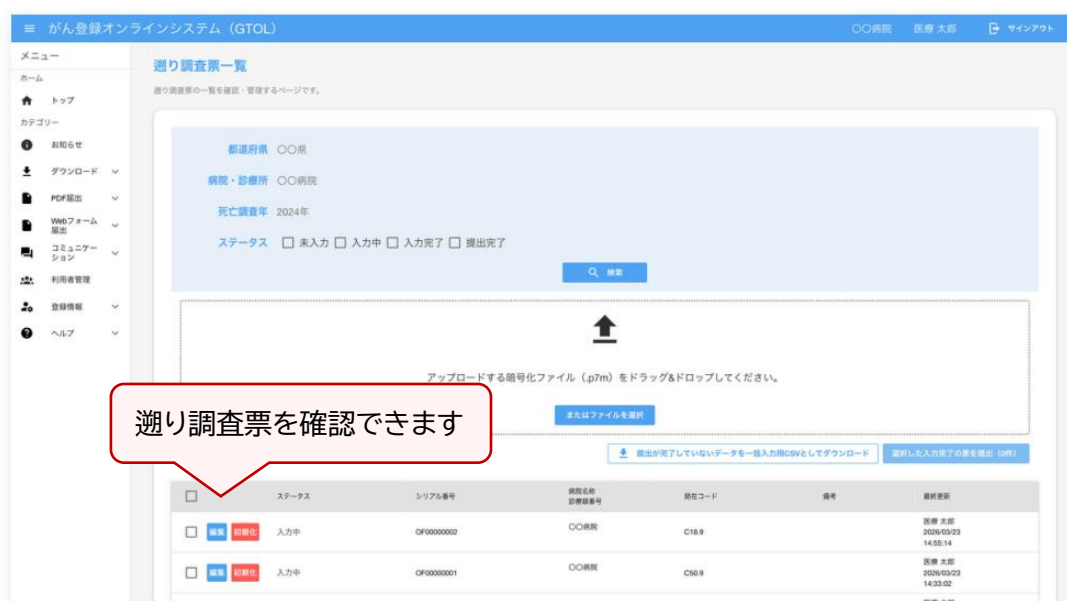
件名:【がん登録オンラインシステム(GTOL)】遡り調査のご連絡

② 遡り調査対象者の確認方法(マニュアル:7.4 p.6~p.9)

GTOL にサインインします。トップページにある「遡り調査届出」ボタンを押下します。



【遡り調査票一覧】画面で、貴施設の調査対象が保存された遡り調査票を確認できます。



③ 遡り調査票の入力(マニュアル:7.4.2 p.9～p.11)

【遡り調査票一覧】画面で入力したい調査票の[編集]をクリックします。

同じ調査票を複数人が同時に編集した場合、後から保存した内容で上書きされます。
編集前に他の担当者が同じ調査票を編集していないか確認してください。

調査票のステータスの種類

ステータス	説明
未入力	調査票が未入力の状態です
入力中	調査票の入力が開始され、一時保存されている状態です
入力完了	調査票のチェックが完了し提出可能な状態です
提出完了	調査票が提出された状態です

入力項目の詳細は新方式(2026年3月～)手順書類
【マニュアル本紙 全機能詳細手順】
「4章 Web フォーム届出」の入力項目説明を参照

各届出項目の留意事項等の詳細は
「全国がん登録届出マニュアル」を
ご確認ください

「1,通常回答」または「2,死亡診断書に記載のがんは調査対象とは異なる」を選択すると、
届出項目(②～⑥)の入力フィールドが有効になります。
その他の区分(3～6)を選択した場合は、届出項目の入力は不要です。
(入力フィールドが非活性になります)

「1,通常回答」または「2」から「3」～「6」の区分に変更した場合、入力済の届出項目(②～⑥)の
データは初期化されます。変更前に入力内容をご確認ください。

腫瘍の種類

⑧側性 ☒ 1.右 ☐ 2.左 ☐ 3.両側 ☐ 7.側性なし ☐ 9.不明

⑨原発部位 大分類 肺・気管

詳細分類 C34.9: 肺の2部位以上広範又は詳細部位不明

⑩病理診断 組織型・性状 8140/3: 腺癌 (AISを含む)

死亡者情報票の原死因に付された
ICD-Oコードが表示される

診断情報

死亡者情報票の原死因以上の
情報がなければそのまま

⑪診断情報 プルダウンメニューで選択した腫瘍に対して
ICD-Oコードが自動付与される

⑪診断情報 ① 1.自施設診断 ☐ 2.他施設診断

① 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明

☒ 2.自施設で初回治療を開始

☐ 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続

☐ 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診

☐ 8.その他

⑫診断根拠 ☒ 1.原発巣の組織診 ☐ 2.転移巣の組織診 ☐ 3.細胞診

☐ 4.部位特異的腫瘍マーカー ☐ 5.臨床検査 ☐ 6.臨床診断 ☐ 9.不明

⑬診断日 ☐ 0.西暦 ☐ 1.明 ☐ 2.大 ☐ 3.昭 ☐ 4.平 ☒ 5.令 6 年 7 月 30 日

⑭発見経緯 ☒ 1.がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 ☐ 3.他疾患の経過観察中の偶然発見

☐ 4.剖検発見 ☐ 8.その他 ☐ 9.不明

進行度

⑮進展度・治療前 ☐ 400.上皮内 ☒ 410.限局 ☐ 420.領域リンパ節転移

☐ 430.隣接臓器浸潤 ☐ 440.遠隔転移

☐ 777.該当せず ☐ 499.不明

⑯進展度・術後病理学的 ☐ 400.上皮内 ☒ 410.限局 ☐ 420.領域リンパ節転移

☐ 430.隣接臓器浸潤 ☐ 440.遠隔転移 ☐ 660.手術なし・術前治療後

☐ 777.該当せず ☐ 499.不明

自施設初回治療

⑰観血的治療 ⑱外科的 ☒ 1.自施設で施行 ☐ 2.自施設で施行なし ☐ 9.施行の有無不明

⑲鏡視下 ☒ 1.自施設で施行 ☐ 2.自施設で施行なし ☐ 9.施行の有無不明

⑳内視鏡的 ☒ 1.自施設で施行 ☐ 2.自施設で施行なし ☐ 9.施行の有無不明

㉑観血的治療の範囲 ☒ 1.腫瘍遺残なし ☐ 4.腫瘍遺残あり ☐ 6.観血的治療なし ☐ 9.不明

⑳放射線療法 ☒ 1.自施設で施行 ☐ 2.自施設で施行なし ☐ 9.施行の有無不明

㉒化学療法 ☒ 1.自施設で施行 ☐ 2.自施設で施行なし ☐ 9.施行の有無不明

㉓内分泌療法 ☒ 1.自施設で施行 ☐ 2.自施設で施行なし ☐ 9.施行の有無不明

㉔その他治療 ☒ 1.自施設で施行 ☐ 2.自施設で施行なし ☐ 9.施行の有無不明

㉕死亡日 ☐ 0.西暦 ☐ 1.明 ☐ 2.大 ☐ 3.昭 ☐ 4.平

備考 死亡票に記載の原発部位: 肺, 下葉
死亡票に記載の病理診断: 腺癌
〇〇クリニックにて診断治療

死亡者情報票の原死因に付された
原発部位及び病理診断のテキストが
表示される。追記する事項がある場合
はそのあとに続けて入力を推奨する。

④ 遡り調査票の保存(マニュアル:7.4.3 p.11~p.12)

遡り死亡日 ☐ 0.西暦 ☐ 1.明 ☐ 2.大 ☐ 3.昭 ☐ 4.平 ☒ 5.令 7 年 7 月 30 日

備考
死亡票に記載の原発部位：肺、下葉
死亡票に記載の病理診断：腺癌
〇〇クリニックにて診断治療

入力フォームの下部には3つのボタンがあります

キャンセル チェックしないで保存 チェックして保存

各入力ボタンの説明

ボタン	説明
キャンセル	入力内容を保存せず、遡り調査票一覧に戻ります。
チェックしないで保存	入力内容のチェックを行わず、現在の状態で一時保存します。ステータスは「入力中」となります。
チェックして保存	入力内容のチェックを行い、保存します。すべての必須項目が正しく入力されている場合、ステータスが「入力完了」となります。

[チェックして保存]をクリックした際、入力内容にエラーがある場合はエラー箇所が赤く表示されます。エラーを修正後、再度[チェックして保存]をクリックしてください。

がん登録オンラインシステム (GTOL) 〇〇病院 医療 太郎 ログアウト

メニュー
ホーム
カテゴリ
お知らせ
ダウンロード
PDF抽出
Webフォーム
コミュニケーション
利用者管理
登録情報
ヘルプ

遡り調査票入力
遡り調査票をWebフォームから入力するページです

遡り調査票
遡り調査票の入力を行います。

シリアル番号 OF00000003

①病院等の名称 ☐ 〇〇県 ☐ 〇〇病院

死亡診断書に記載の
がんについて
☒ 1.通常回答 ☐ 2.死亡診断書に記載のがんは調査対象とは異なる ☐ 3.死体検案 ☐ 4.死亡診断書には調査対象のがんの記載なし
☐ 5.調査対象者の該当なし ☐ 6.調査対象腫瘍の詳細診療情報なし ☐ 7.既登録等 ☐ 9.回答なし

②診療録番号 (全半角16文字)
診療録番号は必須項目です。

③カナ氏名 シ テスト (全角カナ10文字) ×イ サブロー (全角カナ10文字)
④氏名 氏 テスト (全角10文字) 名 三郎 (全角10文字)
☐ 氏名不詳

⑤性別 ☒ 1.男性 ☐ 2.女性

⑥生年月日 ☐ 0.西暦 ☐ 1.明 ☐ 2.大 ☒ 3.昭 ☐ 4.平 ☐ 5.令 18 年 4 月 1 日

⑦診断時住所 都道府県選択 〇〇県
市区町村以下 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号
入力住所に対応する郵便コードがシステムから特定できません。

腫瘍の種類

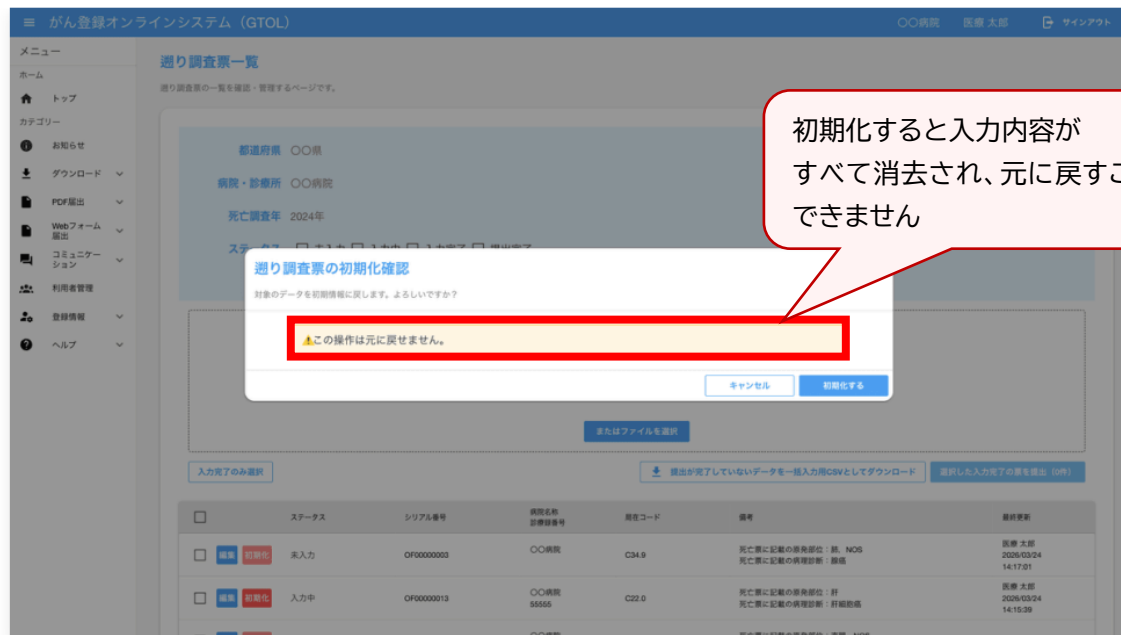
入力内容に不備があります。確認をお願いします。

⑤ 遡り調査票の初期化(マニュアル:7.4.4 p.12~p.13)

入力中の調査票を初期状態に戻すことができます。

【遡り調査票一覧】画面で、初期化したい調査票の[初期化]をクリックします。

内容を確認し[初期化する]をクリックします。



初期化が完了するとステータスが未入力に戻ります。

⑥ 遡り調査票の提出(マニュアル:7.4.5 p.13~p.15)

入力完了した調査票を提出します。



〔選択した入力完了の票を提出(N 件)〕をクリックします。

提出対象の件数と内容を確認し、[提出]をクリックします。

提出が完了するとステータスが[提出完了]に変わります。

届出担当者氏名について

都道府県、病院・診療所名、届出担当者名は自動で情報が反映されます。

サインインしているアカウント情報が反映されますが、**反映されている情報と実際の届出担当者が異なる場合は、情報を修正してください。**

届出担当者氏名欄は、姓と名の間に全角スペースを入力してください。

入力例：テスト□太郎

【がん登録オンラインシステム(GTOL)提出前にご確認ください】

通り調査として該当している全ての調査票に回答し入力完了としてください

提出する調査票のチェックボックスにチェックを入れ、一括で提出してください

一度提出した通り調査票の回答を訂正する必要がある場合は、都道府県がん登録室にご連絡ください。都道府県がん登録室にて提出済みの調査票を入力中の状態に戻すことで、医療機関で内容を修正し、再提出することができるようになります。

⑦ 一括入力用 CSV のダウンロード・アップロード(マニュアル 7.4.6 p.15~p.17)

通り調査の件数を鑑み、Web フォームによる直接入力を選択いただく方が簡便です。

詳細についてはマニュアル 7.4.6 p.15~p.17 をご参照ください。

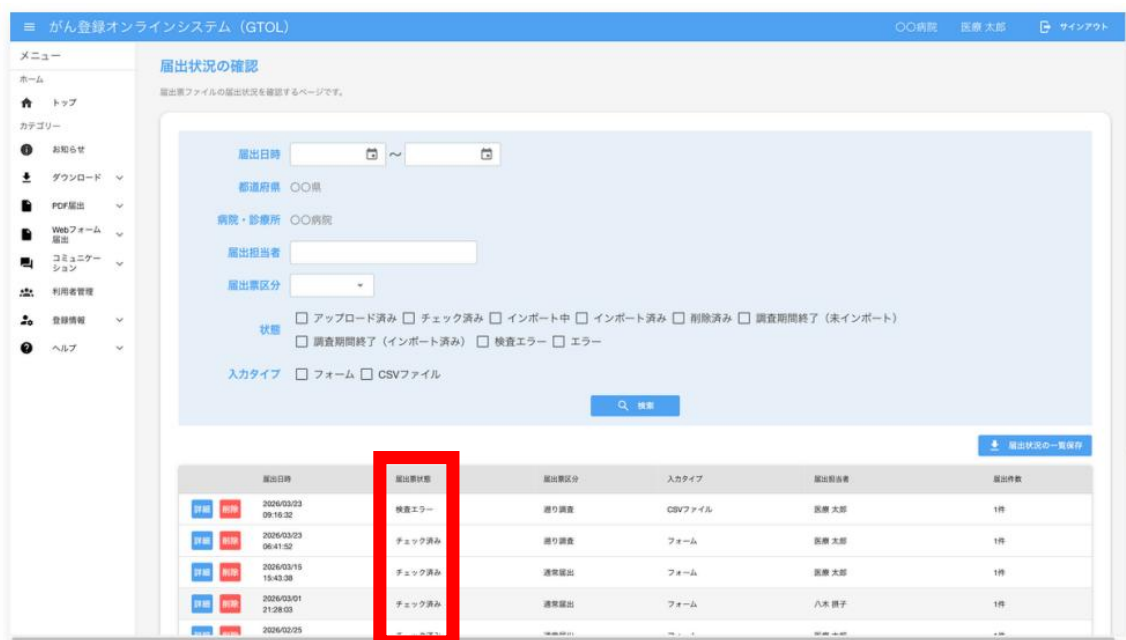
⑧ 届出状況の確認(マニュアル:7.6 p.30~p.33)

GTOL にサインインします。トップページにある Web フォーム届出の[届出状況の確認]ボタンを押下し、Web フォームで提出または一括 CSV でアップロードした遡り調査票の状況を確認します。



【届出状況の確認】画面が表示されます。

届出票の「ステータス」が[チェック済み]の場合は届出にかかる作業は終了(提出完了)です。



都道府県がん登録室がインポート処理を実施すると次の件名のメールが届きます。

件名:【がん登録オンラインシステム(GTOL)】遡り調査票ファイルの届出完了のお知らせ

【届出票状況の確認を必ず行ってください】

**「エラー」→ 提出が完了していません ⇒ 修正し、再提出もしくは
アップロード（エラーになっているファイルは削除してください）**

「チェック済」→ 遡り調査票もしくはファイル提出完了です

届出票状態の種類

状態	説明
アップロード済み	届出を受け付けました。エラーチェック中です。
チェック済み	エラーチェックが完了し、問題がありませんでした。 遡り調査票もしくはファイル提出完了です。
エラー	チェック結果にエラーがあります。修正が必要です。
検査エラー	検査でエラーが検出されました。修正が必要です。
インポート済み	全国がん登録へのインポートが完了しました。
削除済み	届出が削除されました

6. 死亡診断書のがんについて 記載方法

1. 通常回答

自施設で作成した死亡診断書に記載のがんと遡り調査票のがんが同じであり、以前に届出をしていなかった場合。(側性、原発部位、病理診断に修正がないか、軽微な場合。)

→1 を選択し全項目を入力する。がんの情報の軽微な誤りがあれば修正をする。

2. 死亡診断書に記載のがんは調査票の内容とは異なる

当該患者のがんの診断・治療をしたが、調査票に記載の原発部位等が診断・治療したがんとは異なる場合。

→2 を選択し、がんの情報を修正するとともに、全項目を入力する。

※参考例

例1:原発部位で、「胃, NOS」を「肺」に修正したとき →2 を選択

例2:原発部位で、「胃体部」を「胃前庭部」に修正したとき →2 を選択

例3:原発部位で、「胃, NOS」を「胃前庭部」に修正したとき →1 を選択

例4:病理診断で、「腺癌」を「扁平上皮癌」に修正したとき →2 を選択

例5:病理診断で、「新生物, 悪性」を「扁平上皮癌」に修正したとき →1 を選択

3. 死亡検案

死亡検案のみを行い、患者及びがんに関する情報がない場合。→3 を選択して回答終了。

4. 死亡診断書には調査対象のがんの記載なし(疑いまたは診断が確定していない場合を含む)

→4 を選択して回答終了。

5. 調査対象者の該当なし(受診歴がない場合)→5 を選択して回答終了。

6. 調査対象腫瘍の詳細診療情報なし

死亡診断書を作成し死因欄にがんと入力したが、自施設でがんの診断・治療をしたわけではないため自施設内にがんの情報がない場合。

→6 を選択して回答終了。 ※詳細な診療情報を持つ他施設名称がわかれば、備考欄に入力。

～補足～

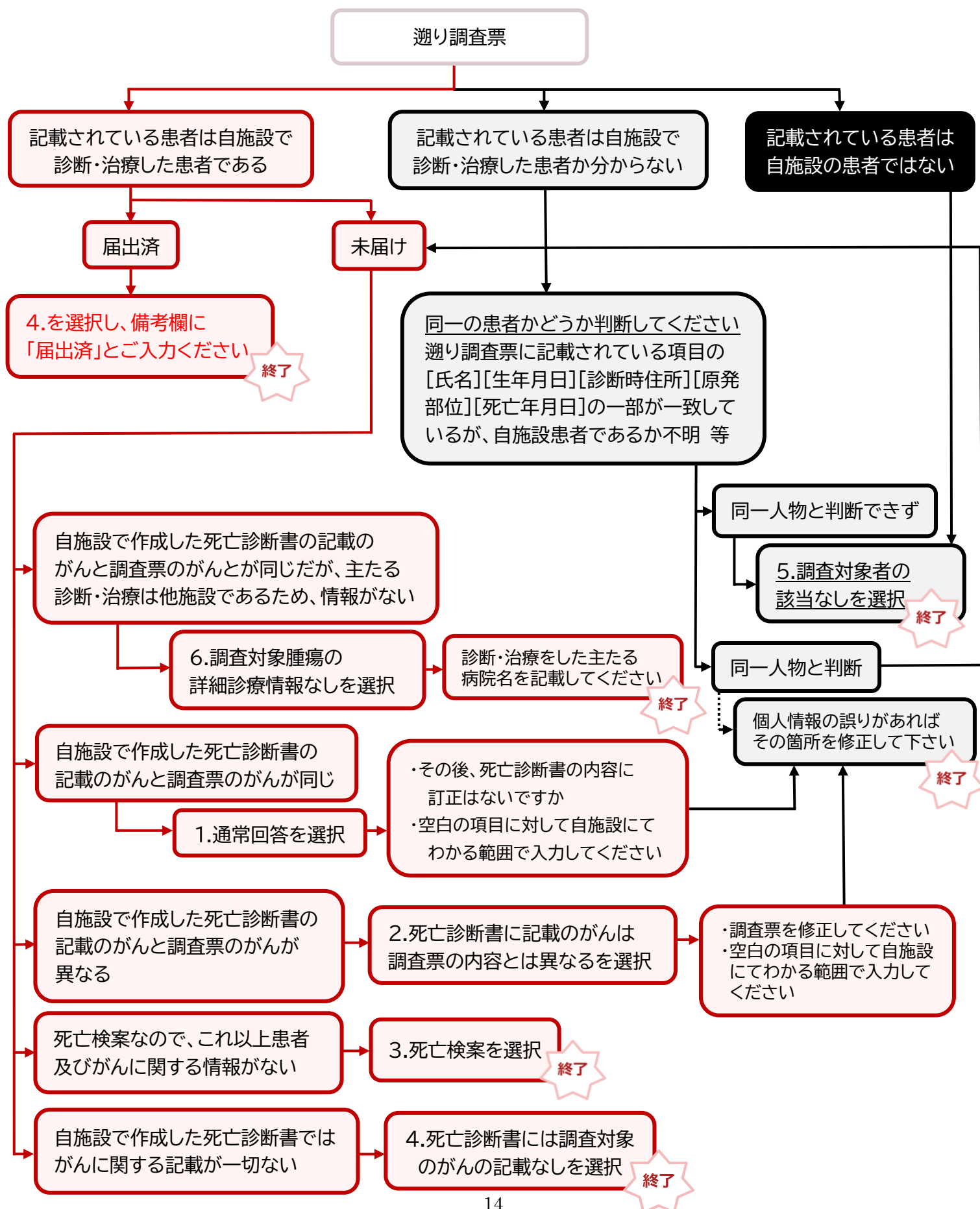
個人情報が間違っていた場合。

→1～2 であれば個人情報を修正。3～6 であれば個人情報の修正不要。

過去に届出済みだった場合。

→4 を選択し、備考欄に「届出済」と入力する。(わかれば、届出年月の入力も併記)

7. 死亡診断書のがんについて 記載方法 フローチャート



8. よくある質問

- Web フォームで遡り調査届出を行う場合、GTOL 上で直接入力する形式と CSV で一括入力する形式のどちらがよいか。
⇒回答が容易である直接入力を推奨しております。
- 遡り調査票は 1 件しかないが、その患者に複数のがんがあり、他のがんを届け出ていなかった場合、どうすればよいか。
⇒大阪府がん登録では、提出依頼をしている診断年(本年度は 2025 年診断症例)以前の届出票については、受付を終了しています。遡り調査票に記載されているがんの情報のみを入力してください。
- 過去に届出漏れのあった症例が遡り調査に該当した場合どうしたらよいか。
⇒遡り調査として回答してください。
- 調査票に記載されている患者の腫瘍が届出済みの場合はどうしたらよいか。
⇒4 を選択し、備考欄に「届出済」と入力する。(わかれば、届出年月の入力も併記)
- 他施設に問い合わせる等して、すべて回答しなければならないのか。
⇒他施設への問い合わせは不要です。自施設でわかる範囲の情報を空欄のないように回答してください。
- 患者はがんの疑い状態であった場合はどうしたらよいか。
⇒「死亡診断書のがんについて」欄の「4.死亡診断書には調査対象のがんの記載なし」を選択し、それ以上の入力不要です。
【臨床的にがんと診断していた場合】⇒病理顕微鏡学的な診断が付いていないため疑いとどめたが、臨床的にがんと診断された場合にはがんの場合と同様に回答してください。
- 該当する患者がいない場合はどうしたらよいか。
⇒「死亡診断書のがんについて」欄の「5.調査対象者の該当なし」を選択し、それ以上の入力不要です。

- がんの既往のみで、自施設では診断・治療は行っていない。遡り調査票を届出する必要があるのか。
⇒遡り調査依頼がきた場合は、がん情報の有無を問わず全て回答していただく必要があります。既往の情報のみで、診断や治療を行っていないのであれば「死亡診断書のがんについて」欄の「6.調査対象腫瘍の詳細診療情報なし」を選択してください。診断や治療をした他施設名称がわかれば、備考欄に入力してください。
- 自施設で診断していないため診断日がわからない。
⇒診断日は必ず入力してください。他施設診断の場合は⑭診断日に当該腫瘍にかかる自施設の初診日を必ず入力してください。
- 自施設で診断したが、診断日が古くわからない。
⇒診断日は必ず入力してください。詳細な年月日が不詳の場合は年月または年だけで構いません。
例)年月のみわかっている:2008 年 05 月 99 日
年のみわかっている:2008 年 99 月 99 日
- 診断時の住所は大阪府外であったため、大阪府がん登録室へ届出をしていなかったが、遡り調査票が届いた。届出をした方がよいのか。
⇒遡り調査票には、死亡診断書より得られた住所が記載されています。診断時住所が大阪府外であった場合でも届出は必要となりますので、診断時住所を修正いただき、全項目を回答してください。
- カルテの保管期限が過ぎており、詳細を確認できず、遡り調査の回答ができない。
⇒「死亡診断書のがんについて」の 6 つの選択肢から、最も適当と判断される項目を医療機関側で選択し、回答してください。
- 遡り調査として該当した患者が両側性乳癌であった場合、どちらのがんを届出したらよいのか。
⇒より進展度の高い癌を 1 票届出してください。